

1号認定 保育料表

階層	保護者の課税額※2		第1子 (標準保育料) ※3		第2子 (半額保育料) ※3		第3子以降 ※3
			一般	要保護 世帯等 ※4	一般	要保護 世帯等	3歳未満児 3歳児 4歳以上児
A	生活保護世帯		0	0	0	0	無料
B	市民税非課税世帯		1,600	0	0	0	
C1	市民税均等割のみ課税						
C2	市民税課税世帯	市民税所得割額 77,100円以下	12,700	3,000	6,350	0	
C3		77,101円以上 211,200円以下	19,100		9,550		
C4		211,201円以上 350,000円以下	24,300		12,150		
C5		350,001円以上	25,700		12,850		

※1 この表における児童の年齢は当該年度の4月1日の満年齢となります。

※2 保育料は税額控除前所得割額(調整控除を除く)を基に算定します。

父母が非課税で、同居している直系尊属(祖父母等)がいる場合には、その方が算定上の扶養義務者となることがあります。しかし、父母の該当年度または今年度分の収入が103万円をこえている、またはこえる見込みがある場合は父母のみで保育料を算定します。

※3 同一世帯の2人以上の児童が、同時に保育園等または幼稚園を利用する場合には、第2子は半額、第3子以降は無料になります。

また、要保護世帯等のうち市民税所得割額が77,101円未満、要保護世帯等に該当しない世帯のうち市民税所得割額が57,700円未満の世帯については、児童の年齢に関わらず、生計を一にしている子どものうち最も年長の子どもから順にカウントします。

※4 要保護世帯等とは、ひとり親世帯、または同一世帯に身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付、障害基礎年金の交付を受けている者がいる世帯のことをいいます。